【高額療養費】

■入院・外来時の自己負担限度額および入院時の食事代

<table>
<tr><th>負担割合</th><th>負担区分</th><th>外来
（個人単位）</th><th>外来＋入院
（世帯単位）</th><th>入院時の食事代
（１食当たり）</th><th>「減額証」
「限度証」
発行の有無</th></tr>
<tr><td rowspan="3">３割</td><td>現役並み所得者Ⅲ
（住民税課税所得690万円以上の方）</td><td colspan="2">252,600円＋（総医療費−842,000円）×1%
＜4回目以降140,100円＞（※1）</td><td rowspan="6">460円
指定難病患者の方などは260円の場合もあります</td><td>発行なし
申請不要</td></tr>
<tr><td>現役並み所得者Ⅱ
（住民税課税所得380万円以上の方）</td><td colspan="2">167,400円＋（総医療費−558,000円）×1%
＜4回目以降93,000円＞（※1）</td><td>発行あり
申請が必要</td></tr>
<tr><td>現役並み所得者Ⅰ
（住民税課税所得145万円以上の方）</td><td colspan="2">80,100円＋（総医療費−267,000円）×1%
＜4回目以降44,400円＞（※1）</td><td>発行あり
申請が必要</td></tr>
<tr><td>２割</td><td>一　般Ⅱ
（令和4年10月から）</td><td>18,000円
（年間上限14.4万円）
または｛6,000円+（医療費−30,000円×10%）の低い方を適用</td><td rowspan="2">57,600円
＜4回目以降44,400円＞
（※1）</td><td rowspan="2">発行なし
申請不要</td></tr>
<tr><td rowspan="3">１割</td><td>一　般Ⅰ</td><td>18,000円
（年間上限14.4万円）</td></tr>
<tr><td>低所得者Ⅱ
（※2）</td><td>8,000円</td><td>24,600円</td><td>過去12か月で90日までの入院　210円
過去12か月で91日目から入院　160円</td><td>発行あり
申請が必要</td></tr>
<tr><td>低所得者Ⅰ
（※3）</td><td>8,000円</td><td>15,000円</td><td>100円</td><td>発行あり
申請が必要</td></tr>
</table>

◎ **入院時の食事代について、<u>療養病床に入院する場合は金額が異なります</u>ので、入院時に医療機関にお尋ねください。**

（※1）過去12か月以内に外来＋入院の限度額を超えた月が4回以上あった場合、＜　＞内の金額となります。

（※2）低所得者Ⅱとは、世帯の全員が住民税非課税の方（低所得者Ⅰ以外の方）。

（※3）低所得者Ⅰとは、世帯の全員が住民税非課税かつ、世帯全員の所得が0円の方。
（年金の所得控除額を80万円、給与所得がある場合は給与所得金額から10万円を控除して計算）。